

三木町農業委員会
令和4年2月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和4年2月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日 間
- (開 催 年 月 日) 令 和 4 年 2 月 18 日
- (会 議 時 間) 13:30 ～ 13:30
- (開 催 場 所) 三 木 町 会 議 室 棟
第 3 ・ 4 会 議 室
- (議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 17名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 (欠席) |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 山本陽子副主幹 4 谷洋司主査
5 谷井直人主事

(そ の 他)

- 1 森岡隆一係長 (町農林課) 2 渡辺龍也主事 (町農林課)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(3件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(1件)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について	(1件)
議案第5号	非農地証明願について	(5件)
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第11号)
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について	(1件)
報告第1号	農地法第4条の規定による許可申請の取下について	(1件)
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(1件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 青年等就農計画認定申請について

(4) その他

事務局

2月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)

今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、青年等就農計画認定申請についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。

本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。

定例総会議事録署名委員につきましては、古市哲委員と藤澤勇一委員をお願い致します。

それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字池戸字四角寺	4筆	2,253.00 m ²
	地目	: 田4筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 労力不足		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		

番号2	申請地	: 大字田中字宮尾	1筆	1,572.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	譲受理由	: 経営規模の拡大		
	譲渡理由	: 労力不足		
	権利の種類	: 所有権移転(売買)		

番号3	申請地	: 大字上高岡字杉ノ木	1筆	366.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	譲受理由	: 受贈		
	譲渡理由	: 贈与		
	権利の種類	: 所有権移転(贈与)		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（19番）

議案第1号番号1は、位置は池戸の四角寺で男井間池の東、香蓮寺に接する部分です。

譲渡人は高齢で、三女の方も労力不足ということで、譲受人が経営規模の拡大ということもあり、話がまとまったということです。

担当委員（18番）

議案第1号番号2は、譲渡人と譲受人は、譲受人が小作という関係です。

私も2年前にこの譲渡人から農地を購入しました。

この譲渡人は、ゆくゆくは神戸にいる子のところへ行くということで農地を手放すということです。

担当委員（5番）

議案第1号番号3は、以前、一括贈与をしましたが、このたび、議案第2号番号3の4条申請を行う際に、贈与が1筆漏れていることがわかり3条申請となったものです。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字鹿庭字上所	1筆	694.00 m ²
	地目	: 畑1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 住宅2階建1棟、倉庫平屋建1棟		
	併用地	: ー		
	造成時期	: 昭和28年頃		
	備考	: ー		

番号2 申請地：大字田中字北高原 1筆 241.00 m²
 地目：田1筆
 現況：宅地1筆
 転用目的：宅地拡張
 併用地：宅地(595.00m²)
 造成時期：平成3年頃
 備考：—

番号3 申請地：大字上高岡字杉ノ木 1筆 170.00 m²
 地目：田1筆
 現況：宅地1筆
 転用目的：宅地拡張
 併用地：宅地(602.00m²)
 造成時期：昭和42年頃
 備考：—

(補足説明)
 (無し)

以上になります。ご審議よろしく申し上げます。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：大字池戸字高尾 4筆 1,154.00 m²
 地目：田3筆、畑1筆
 現況：田3筆、畑1筆
 転用目的：太陽光発電設備
 権利の種類：所有権移転(売買)
 併用地：公衆用道路(15.69m²)
 造成時期：—
 備考：—

(補足説明)
 (無し)

会長

引き続き、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：大字田中字中免 1筆 112.05 m²
 地目：田1筆(795m²のうち)
 現況：田1筆(795m²のうち)

変更前計画 : 令和3年12月28日～令和4年1月28日
変更後計画 : 令和3年12月28日～令和4年3月18日
備 考 : 令和3年12月28日許可、工期延長

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (3番)

現地調査の報告を行います。

2月分の農地法関連の申請について、令和4年2月10日の午前9時から、第4条許可申請3件、第5条許可申請1件、第5条計画変更申請1件につきまして、高尾会長・藤澤委員・私(古市委員)・事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号1・2・3です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

また、朝倉中谷地区で1件、5条申請がなされており、現地調査を同様に行いましたが、造成方法、転用事業の必要性、関係土地改良区との調整が確認できなかったため、協議の結果、今月分の議案として諮らないことといたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

事務局

議案第2号番号1は、担当委員が欠席のため、事務局から説明いたします。

申請者の父が、昭和28年度当時に農家住宅をたてたものです。

このたび相続を行うにあたって、無断転用であることが判明したため、その是正に至ったものです。造成後かなりの年数が経過しておりますが、その他問題はないものと思われま

担当委員 (1番)

議案第2号番号2は、譲渡人の父が亡くなり、相続問題も解決し、無断転用も発覚したため、今回の申請となりました。

議案第3号番号2は、譲渡人の父が亡くなり、相続した土地を売買するものです。

担当委員 (5番)

議案第3号番号3は、今回の併用地部分の転用申請が以前にあり、今回の転用地部分が拡張したということです。

担当委員 (19番)

議案第3号番号1は、北西(地図左上)にも太陽光発電施設があり、それと一体で事業を行うということです。

会長

事業計画変更も続けて説明をお願いします。

事務局

議案第4号番号1は、県営補助整備において事業の延長により、工期の延長となったものです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

4番委員

議案第4号番号1は、排水管が埋設されている、それはそのまま置いておいて問題はないのですか。また、申請地を東西に分断する形で農道が南北に通っており、人が通れるだけの道をあけておくことについて事務局とは話をしていませんか。

事務局

農道として機能していれば問題ありません。

4番委員

私の認識として、公衆用道路であれば、だれでも通行できるもので、

会長

農道として機能していれば問題ないということですか

事務局

そういうことです。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

議案第2・3・4号は、別に採決します。
質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。
質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移り

ます。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第4号を採決します。

質問が無いようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

引き続き、議案第5号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 非農地証明願について

番号1	申請地 : 大字池戸字高尾 地目 : 畑1筆 現況 : 公衆用道路1筆 非農地となつた日 : 昭和32年月日不詳	1筆	13.00 m ²
番号2	申請地 : 大字下高岡字猪野山 地目 : 畑2筆 現況 : 山林2筆 非農地となつた日 : 平成8年月日不詳	2筆	5,044.00 m ²
番号3	申請地 : 大字下高岡字鳥打 地目 : 畑1筆 現況 : 山林1筆 非農地となつた日 : 平成元年月日不詳	1筆	730.00 m ²
番号4	申請地 : 大字井戸字熊田 地目 : 田2筆 現況 : 公衆用道路2筆 非農地となつた日 : 昭和58年月日不詳	2筆	39.00 m ²
番号5	申請地 : 大字井戸字熊田 地目 : 田1筆	1筆	9.91 m ²

現 況 : 用悪水路1筆
非農地と
なった日 : 昭和58年月日不詳

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

会長

議案第5号番号1は、5条申請とは別で、道路側ですね

事務局

はい。

4番委員

議案第5号番号1は、公衆用道路で、非農地照明でいいのかな
議案第5号番号4・5は、関係者の同意は無くてもいいのか、非農地照明でいいのかな
個人所有の道路や水路は問題ないのですか。町への寄付とかではないのですか。

事務局

議案第5号番号1・4・5は、町に寄付とかではありません。

4番委員

非農地証明を行うことで、道や水路としての機能はなくなるのですか。

事務局

非農地証明は田や畑という農地でないということなので、道や水路の機能は従来のままです。

8番委員

公衆用道路になっていたもので、田を売却してしまった場合、道路はどうなるのですか。

4番委員

地目が公衆用道路であっても、名義が個人であれば売買はできるんですよ。

事務局

非農地証明を行った後に地目を農地(田畑)からそれ以外に登記がなされた場合、農業委員会の許可なく、売買はできます。

4番委員

売買後に購入者が通行禁止とした場合は、通れなくなるわけですね。

事務局

はい。

2番委員

県道多和三木線との交差点でバイパスのところですが、西へ200～300mのところにある土地で、トラクタや車がおれないところがあります。

元の所有者が子の夫に名義を変更しており、子の夫いわく、ポールをのけて通行してもよいとのことでは承認しているが、将来が気になります。

事務局

農業委員会事務局や農林課としては、その案件は受けていません。
道の件なので、土木建設課ではないかと思われます。

2番委員

番号4の案件があったので、どのようになるのかなと思います、今回聞いてみました。

4番委員

売買とかの折には、機能をどのようにするのかという問題はあります。

会長

議案第5号番号5は、水路は土木の部署と協議をしてください。
議案第5号番号5のみコメント付きになります。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第5号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定4件・再設定11件・転貸12件で計27件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

会長

地元でも把握していないことがあるので、そこらを確認お願いします。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

先月、現地調査で疑義があった内容（不備の書類）が整ったため、追加議案となったものです。引き続き、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申 請 地	： 大字氷上字西ツフロ木	13 筆	9,744.00 m ²
		字長楽寺		
	地 目	： 田12筆、畑1筆		
	現 況	： 田12筆、畑1筆		
	転 用 目 的	： 建設残土による農地造成		
	権利の種類	： 賃貸借権設定		
	併 用 地	： 雑種地 (272.08m ²)		
	造 成 時 期	： ー		
	備 考	： 一時転用 (令和7年3月31日まで)		

(補足説明)

4人の地権者が農地を耕作するために、最大4mの盛土造成を行い農地造成するものです。
計画の縦横断面図をご覧くださいまして、東に吉田川をはさんで造成し、新設のU字溝で被害防除を図るものです。農地造成の後は、それぞれの地権者が麦や花きを栽培する予定です。

会長

吉田川を挟んで位置しています。
高低差は最大6～7mあり、建設残土による農地造成で、一時転用となります。
現地も確認したのですが、図の真ん中の斜め線が道路で、それに沿って盛土になり、外周留めがトウフとなります。それが最低2mその上が法面です。30度の法面で外周を囲みます。

4 番委員

現地もいき、確認しましたが、3点ほどお聞きします。

- ① 建築基準法では3mまではトウフを築いてもOKというのがあります。
 - ② 建設残土でかさ上げして農地とするのですが、その場合は隣接農地の同意はいらないのですか。
 - ③ 1000㎡を超えているため、土地開発協議が必要なのではないですか。
- その3点わかったら、説明をお願いします。

事務局

- ① 建築基準法ですが、今回の土留めは2m程度のものです。
長尾土木事務所に確認したところ、宅地や雑種地であれば建築基準法の判断となるのですが、今回は農地ということで建築確認は必要ないと聞いております。
- ② 隣接同意につきましては、農地転用では計画区域が2000㎡以上になりますと隣接農地関係者の同意が必要となります。今回の申請では、隣接者は2人ですが隣接同意はきちんと取られております。
- ③ 開発協議につきましても、同時進行で申請がなされており、開発協議では農地以外の宅地や雑種地の関係者との調整が必要となるのですが、その書類も確認できております。

4 番委員

建設残土の内容がどのようなものなのかのチェックまでは農業委員会としては不可能ですか。

事務局

どのような土が入っているかの確認は難しいです。許可後に、造成工事がどのようになっているかのパトロールを行うことはできますが、土の確認は難しいです。

1 4 番委員

この辺りは、何年も前から農地パトロールでも現状を把握していたのですが、木と竹とが生えて農地としては機能せず、何年たっても変化がない状況でした。

譲受人である施工事業者は、5年間くらいで大きな会社となっています。マルナカの給水排水設備やハローズのそれで、掘削時の残土がでてくるのを処理しているのがこの事業者です。

農家の側が頼んだというのは「うそ」ではないか、一時転用で農地に戻すとは考えられない。北の端の田は、ぜんぜん農地としてはダメです。

この地域は、8番委員や11番委員が農地パトロールして分かっていると思います。

農林課や農業委員会でチェック機能が働くのか、そのあたりは農業委員会として考えていかないといけないと思います。

会長

一般的には良質な土というのがどういうものか、本件はどのようにしていくのか。検討しないとイケません。

1 4 番委員

県の検査は入るのですか。
ごみの不法投棄の島のようになってはいけない。

事務局

登記面積は9744.00㎡ですが、開発協議の実測面積は9,979.66㎡でした。これは区域内の農道等を含んだ面積となります。みどり条例協議は1万㎡なので、県の監視下にはなり

ません。

1 4 番委員さんが言われたように、事務局でも定期的には見に行くのですが、土の質である等の情報まではわかりません。

農業委員会事務局としてできるのは計画書どおりに施工できているか否かです。

その他は、土木建設課の開発協議がありますので、そちらと協力して現場の確認を行っていくものです。

4 番委員

農業委員会としては、許認可をだすのですが、土地開発協議はどうなるのですか。

事務局

土地開発協議は許可ではありません。

会長

吉田川にどう影響するかということで
森本設備が 定款をとおている

3 番委員

これだけ多くの土量を動かすということは、
水路は 雨水対策がもっとも心配
土が吉田川に流出しないようにとか、何らかの但し書きをつけるとかの対応ができないのかなと思い
水利組合はどのようにお考えかが分かりませんが、
法定外は？ないのですか

4 番委員

農道と水路があるのであります。

3 番委員

事業者が雨水などの排水対策を十分に行っていないと被害が及ぶことになります。

4 番委員

土地開発協議のうちに、そのような協議を十分にさせていただくこととします。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下について
番号1 申請地：大字田中字砂古 1筆 200.00 m²
地目：田1筆
取消理由：申請者死亡のため

(補足説明)
(無し)

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
番号1 申請地：大字田中字宮尾 1筆 1,572.00 m²
地目：田1筆
解約日：令和4年1月31日
解約事由：農地法第3条申請のため

(補足説明)
(無し)

会長

ありがとうございました。
報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。
それでは、次第「(2)香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
(審議報告について説明)
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

ありがとうございました。
それでは、次第「(3)青年等就農計画認定申請について」に移ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

(農業経営基盤強化促進基本構想の変更について説明)

会長

ありがとうございました。
今の説明でわかりましたか。

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

この場で判断できないこともあるので、いつまでなら検討できますか。

事務局

何かありましたなら、3月4日の金曜日までに農林課までご連絡ください。

会長

ありがとうございました。

それでは、次第「(4)その他」に移ります。

私から資料をお渡したい。

(資料の紹介)

資料について、何か質問がありましたら、個別にお願いします。

「(4)その他」について、他に何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。